

会 議 録

会議の名称	第1回茨木市みどりの施策推進委員会
開催日時	令和7年5月14日（水） 午前 ・午後）10時00分 開会 午前 ・午後）12時00分 閉会
開催場所	市役所本館6階 第1会議室
委員長	加我 宏之（大阪公立大学大学院 農学研究科 教授）
出席者	井下 晃介（公募市民） 浅井 咲嬉（公募市民） 加我 宏之（大阪公立大学大学院 農学研究科 教授） 福田 知弘（大阪大学大学院 工学研究科 教授） 都解 浩一郎（大阪府森林組合） 古川 美奈子（茨木市こども会 育成連絡協議会） 【6人】
欠席者	石原 凌河（龍谷大学 政策学部 准教授） 高原 富佐子（茨木バラとカシの会） 【2人】
事務局職員	建設部長、公園緑地課長、公園緑地課参事、公園緑地課職員（2名）、 建設管理課、都市政策課、北部整備推進課、環境政策課、農林課、 委託事業者（3名） 【13人】
傍聴者	【1人】
開催形態	公開 ／非公開
議題 (案件)	(1) 茨木市みどりの基本計画について (2) 茨木市のみどりの現況について (3) 市民アンケート結果について (4) 基本計画改定の視点（案）について (5) 茨木市みどりの基本計画改定素案 骨子構成（案）について
配布資料	資料1 茨木市みどりの施策推進委員会配席図 資料2 茨木市みどりの施策推進委員会委員名簿 資料3 茨木市みどりの施策推進委員会規則 資料4 茨木市附属機関設置条例 資料5 茨木市審議会等の会議の公開に関する指針 資料6 茨木市みどりの施策推進委員会傍聴要領 資料7 茨木市みどりの基本計画について 資料8 茨木市のみどりの現況 資料9 市民アンケート結果について 資料10 基本計画改定の視点（案） 資料11 茨木市みどりの基本計画改定素案骨子 構成（案）

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
加我委員長	1. 開会 2. 建設部長挨拶 3. 委員紹介 4. 委員長、副委員長の選出について 加我委員が委員長に、福田委員が副委員長に決定した。 《委員長就任挨拶》 今般、茨木市では「おにクル」や芝生広場など子育て支援の面から緑が注目されてきている。元茨木川緑地ではリ・デザインが進められており、北部では「ダムパークいばきた」がオープンし、里山や緑地が注目されてきている。国では「ネイチャー・ベースド・ソリューション」ということで、自然をベースに社会課題を解決していこうと言われるようになってきた。都市では、社会基盤の形成に重きがおかれ、自然基盤は置きざりになりがちである。緑の基本計画の改定については、日常生活での気付きなどについて、皆様とご議論できればと思う。 5. 会議の公開及び会議録の公開について 本会議は、原則公開の対象となり、会議資料、議事録、発言者が公開される。 本日は、半数以上の委員が出席しているため、みどりの施策推進委員会規則第6条第2項の規定により、会議は成立している。 6. 議事 下記（1）から（5）の議事について、事務局から資料を説明した後、議事全体に対する議論を実施した。 （1）茨木しみどりの基本計画について （2）茨木しみどりの現況について （3）市民アンケートの結果について （4）基本計画改定の視点（案）について （5）茨木しみどりの基本計画改定素案骨子構成（案）について これまでは、緑を増やすということが議論の中心にあったが、茨木市で

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
加我委員長	は、共創の取組みということで、みどり与人、更には人が繋がるものとしてみどりについて考えていきたい。ご質問等いただき、理解を深めていきたいと思う。
福田副委員長	資料 9 の市民アンケートで、緑が増えているかの回答に地域差があるとの結果であるが、これは回答者の実感としての増減か、実際に増減しているのか。また、不満が多いという結果については、具体的に何に対する不満であるのか。何か深刻な問題があるのかを確認したい。
事務局 (委託事業者)	地域差については、北部で緑が減ったという印象を市民の方が持っており、実際に彩都地域の開発により緑の量が減っている。不満の内容については、今回のアンケートでは質問できていない。
加我委員長	公園は毎日、落ち葉や虫、ゴミの問題、遊具の故障、騒いでいる子どもについてなどの不満の電話を受けており、みどりに関して苦情が多いのが現状である。5 年程前に開催された、元茨木川緑地に関するシンポジウムにおいて、市長もそのように言及していた。この不満の要因分析をしていかないといけないと思う。
事務局 (委託事業者)	自由記述の内容から定性的な不満を抽出することは可能であり、それらが公園緑地課で把握されている苦情とリンクしていることが見受けられる。
加我委員長	様々な地域で、大きくなりすぎた木や老朽化した園路や遊具などの課題があり、リニューアルについてよく言われているが、茨木市ではどのような対応をされているのか。
事務局 (公園緑地課)	市では H28 から遊具の再整備事業を進めている。市長から、「遊具の再整備は市民から評価されている。」と言われたことがある。公園緑地課は苦情も多いが、担うことも多いと言われている。
都解委員	改定にあたっては、現状を把握して次に繋げていく話が必要であるが、課題が明確でないと次に繋げにくい。資料 8 の地域制緑地については、単純に面積のことだけで良いのかということがあると思う。農地として利用されていると生物多様性に繋がるが、獣害などがあればそれは課題となる。森林においても獣害によって生物多様性が失われることや、個人所有者が手入れできずに放棄されていることが多い。一方で、それら

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
加我委員長	の課題を改善するほどではないが、森林ではアドプトフォレストなどで市民や企業の方が取組みをされている事例もあるが、マンパワーは足りていないのが現状。課題の整理をしていただけると良いかと思う。 改定の視点として「みどりとみどり」「みどりと人」「人と人」というコンセプトは良く分かる。今回は、茨木市のみどりの現状について示されているため、次回は量的ではなく、質的な課題についても示していただければと思う。北部地域についてはどうか。
都解委員	資料 9 において、新興住宅地の方にとっては丘陵地や山の森林は美しいとなるが、元から住んでいる人にとっては、荒廃して手入れが不足しているという課題があり、感覚が異なっている。改定にあたっては、専門的な視点が大事になってくるかと思う。
事務局 (農林課)	市内森林は大半が民有林であり、それぞれの山主が管理するものだが、危険な箇所等については、森林環境譲与税を使用して、森林組合やボランティアの方々にも管理いただいている状況である。農地の管理状況についてだが、遊休農地面積も約 1.6ha 程度と限定的で、比較的健全に維持されている。新たに遊休化したり、指導により解消する場合もあり遊休農地の面積は一定ではない。山間部等の条件の悪い農地が遊休化しやすい傾向にあるが、関係機関や地域の方々と協力して対応している。山間部ではイノシシやシカの農作物被害が多いが、里山と里地の境目にバッファを設ける森林設備が、被害軽減に有効だが、現状、実施はされていない。獣害対策では、電気柵等の獣害防止施設設置に対する補助も行っている。
加我委員長	緑の基本計画は、建設部で作っているため、国土交通省関係というところであるが、資料 8 において、上位関連計画として環境基本計画を挙げている。こちらはカーボンニュートラルのことを取り上げていると思うが、環境全般ということであると、農林関係のことも重要であるため、そのあたりについても情報提供いただければと思う。
事務局 (農林課)	大阪府が令和 5 年度に CO2 森林吸収量の認証制度を創設したことから、茨木市も森林ボランティアによる間伐等の作業を申請しており、令和 5 年度は 1.85ha の施業で 12 トン、令和 6 年度は 2.21ha の施業で 14.8 トンに関して、森林整備による CO2 吸収の認証をいただいている。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
加我委員長	北部地域の扱いをどうしていくのか、どのように取組みをしていくのかについて議論していければと思う。
井下委員	改定にあたり、みどりの定義の中に市民活動が増えることは良いことであると思った。資料 9 の p18「公園の利用頻度が高いほどみどりに対する満足度が高い」について、みどりに満足するから使うのか、使うからみどりに満足するのか、それによって何をするのかが変わってくると思う。
事務局 (委託事業者)	どちらの因果関係もあるかと思う。よく使う公園があれば、自分の身近にみどりがあることで満足度が高いというように見ることができ、公園の機能を充実させて使いやすい公園になれば、満足度が高まるというパターンもあり、現時点ではどちらについても考えながら進めていく必要があるのかと思う。
加我委員長	消費行動で見るとそのものが良いから購入すると思う。公園はあそこに遊具ができたから、子どもを連れて行くというように、物が良くなったから惹き付けることがあると思うし、ベンチに座ってみたら気持ち良いから今度来ようかということもある。どちらからも説明があるというのが重要かと思う。
事務局 (委託事業者)	みどりの満足度を高めていくためには、公園に関わってもらえる機会ができれば、おそらく満足度は高めることができるという仮説を立てながら取り組んでいくことが重要かと思う。 最近の傾向として、社会実験的に試行錯誤しながら検討していくことが増えていると思う。今後の委員会では、施策を試しにやってみることや、やりやすい枠組みを想定したらどうかと考えている。
加我委員長	市場マーケティングと社会実験的な側面の両方の感覚を持つことが重要である。
浅井委員	市民アンケート結果について、家族構成はどうなっているか。公園の利用はライフステージによって変わってくる。緑を感じるというところで、例えば南部の方が北部へ移動して緑を感じるということもあるのではないか。
事務局	ライフステージで分析すると子育て世代の 30～40 代は公園を遊びで利

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
(委託事業者)	用している人が突出して多い。また、多くの年代において、健康づくりが高めに出ている傾向にある。北部とまちをつなぐということは、全市的に取り組んでおり、どのように繋ぐのかは、改定にあたっての大きなテーマかと思う。ハード面で繋げるだけではなく、情報発信などソフト面でも取り組んでいくことで、茨木市の北部には緑があるという意識が市民の中に行き渡れば、北部に行ってみようということに繋がり、みどりと人が関わることを目指していけると思う。 本日、満足度などに地域差があるとお示しさせていただいたが、課題も地域によって違いがあると思う。現行計画ではそれらを市全体的に扱っているが、今回の改定の中では、地域別に見ていく必要があり、生活圈というレベルで課題や緑のあり方を考えなければならない。その中で市全体の緑をつなぐ話も必要と考えているため、大きなみどりの構成と日常の暮らしにどのように緑が関わっていくのか、これらの視点から計画の改定について考えていきたい。
加我委員長	資料 9 の p18 について、ライフステージによって公園の役割は変わってくる。ほぼ毎日行くことになると、近所の公園になり、北部に毎日行けないあるいは行かないと思う。月に一回程度南部から北部の公園に行くなど、使い分けていくことがあるかと思う。地域で育てていくべきみどりと、他地域から呼び込むみどり、それは市全体のみどりになるかもしれないが、両輪が考えられるかと思う。
古川委員	資料 9 の p19 に「活動に参加している人の方が満足度が高い」とあるが、参加している人とはどのような人なのか。
事務局 (委託事業者)	P14 に示している緑に関する活動に「参加している」と回答された方のことである。
古川委員	子どもにとっては、とにかくボール遊びができる公園がないため、学校のグラウンドの取り合いになる。ボール遊びできる公園が増えれば良いと思う願望がある。お年寄りにとっては、座るところがなく、歩いて行ける範囲で休憩できる場所があると良いと仰っていた。
加我委員長	茨木市ではボール遊びはどうしているのか。
事務局 (公園緑地課)	原則、ボール遊びは可能としている。但し、地域の人たちと相談しながら、禁止のレベルを定めている。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
古川委員	近所の公園では、ボール遊びができるようになったと子どもたちの間で情報が広まっていたが、1ヶ月しない間に禁止になったという話があった。それは、近隣のマンションの方が、小学校に連絡して小学校から禁止令が出た。音がうるさいということで、朝のラジオ体操もできるところが少なくなっている。
加我委員長	特にコロナの時はステイホームだと言われ、公園は唯一、息抜きできる場所であるはずだが、何故子どもを公園で遊ばせているのかという通報が各所で見られた。公園ごとに考えていくというのが必要になってきているのだと思う。どれくらいの規模のところで、どのように対応していくのが大事になると思う。 また、小さな公園については、統廃合していこうとしている動きがある。しかし、高齢者は100mに1回ごとに座らないと、買い物に行くのが大変であるという視点で見ると、小さな公園が散らばっている方が座ることができる。そのようなことも含めて公園配置について議論できればと思う。
福田副委員長	禁止事項が増えているということで、ルールとマナーを履き違えていることや、地縁だけでない住人も増えており、住人によっても考え方が違う。そのような中で、地元の人や利用者でルールを作って運営していくこともできないか。豊田市では駅前でスケートボードや火の使用を可能にしている。茨木市ではどうか。
事務局 (公園緑地課)	おにクルの整備時に、北側にある中央公園は、社会実験の場として何でもできるようにしており、ボール遊び、スケートボード、花火なども可能である。周辺に近隣住居が無く、自治会や住宅への配慮をする必要が無いため実施できている。また、自然発生的に集まったスケートボード利用者たちが、自分たちでルールを作り、公園の中でスケートボードができる公園として大阪府下でも着目されており、某テレビ番組でも紹介されたことがある。市内のどこでもできるかということは、難しいことではあるが、まず、切り口として、中央公園C・Dエリアを整備するにあたってはそのコンセプトを取り入れていき、今後、横方向に地域の公園に如何に波及できるかというのを検討していきたい。 これまで公園での花火は十把一絡げに禁止していた。真夜中に花火をして、ゴミを捨てるような行為を受け入れることができないため、市内公園禁止していた。しかし、そうすると手持ち花火をする場所も無いため、

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	昨年度から手持ち花火は自治会のお祭りなど管理者がいる場合に限り、使用可能とした。
古川委員	最近、地域協議会が立ち上がり、そこで活動をしているが、花壇づくりをさせていただいている。公園のルールを自治会で作るということを協議会に提案で出してみようと思う。
加我委員長	地縁コミュニティが薄くなってきているということであるが、公園もこれまで禁止されていたことも、柔らかいボール遊びならできますよ、この時間ならこんなことができるよと発信している事例もできている。
事務局 (公園緑地課)	公園は自由利用が原則だが、自由な活動には責任が伴うということを理解しあった上で、協調しながら進めていきたい。
福田副委員長	リニューアルの時期を迎えており、次にリニューアルをしていく時を考えた時、施設のライフサイクルを見越してやっているのか。見すぎると必要な時に量が増やせないなどのジレンマが増えると思うが、廃棄まで考えておかないと、結局次の世代が苦勞する。そこをイメージしてやってこられたのかについて、次を考える上では大事であると思が、それに関してはどうか。
事務局 (公園緑地課)	H28 年度から実施している中で、遊具の長寿命化計画策定指針というのが、国で策定されており、機械的にこの遊具は 30 年、40 年などと定められている。実際には遊具の劣化具合や予算等を総合的に考えて、遊具の更新時期を考えており、今の予算規模やペースを考えていくと、大体 30 年に 1 回は遊具の更新ができるかなというペースで計画的には進めている。
福田副委員長	公園は遊具絶対必要なのか。東京の蒲田の公園には、与えられたものだけで遊んでいるようでは、子どもは育たないという考えで、タイヤを転がしておいて、自分で組み立てていくということを考えられている公園がある。
事務局 (公園緑地課)	今の街区公園が児童公園と言われていた頃は、法律でブランコや滑り台、砂場という公園の三種の神器を置くことが決められていた。今は必ずしも設置しなければならないものではなく、実情やニーズに合わせて整備すれば良く、プレーパークなど様々な考え方が出てきているところ

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
加我委員長	である。 資料 8 の p3 で公園の 1/3 が整備後 50 年以上であり、半数以上が整備後 30 年以上経過している。整備数が右肩上がりの時代は、国から街区公園には遊具を 3 つ整備しなければ補助金を出さないとと言われることもあったと聞いている。近年、公園の整備数が落ち着いてきて、各公園整備において、様々な工夫ができるようになってきた。一方で、遊具の安全基準が厳しくなり、都度、許可申請をするのが大変であるため、どうしても既成の遊具を設置することにもなっている。再整備に際して、遊具設置の必要性を検討する機会もできるようになり、その設置内容に関する選択肢も広まっているように思う。
事務局 (公園緑地課)	過去の国の政策的なことで、どうしても同じような公園ができてしまっているの、今後は公園ごとの立地特性等のそれぞれの特性を見極めて、公園ごとの機能分担を検討する時期に来ていると思う。
加我委員長	大学での学生の公園の設計演習では、必ずその場所のポテンシャルを読み取って設計するように指導しているが、実際には、必ずしも公園が公園ごとの特性を発揮できている状況ではなく、場合によっては、どこにいても同じような公園があるように感じることもある。現場での苦しみ等についてもざくばらんに話していければと思う。次回の委員会の内容は、みどりの将来像、基本方針、施策方針であるが、それに向けて課題の整理や、データベースの充実をしていただき、議論していければと思う。 以上